

令和元年12月18日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

補正予算審査特別委員会
委員長 森本 義征

補正予算審査特別委員会 審査報告書

補正予算審査特別委員会に付託を受けておりました第73号議案「平成31年度古賀市一般会計補正予算（第3号）について」から第78号議案「平成31年度古賀市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までの6議案について、審査の経過と結果の報告をいたします。

審査に際し、さる12月11日に副市長をはじめ関係部長、課長の出席を求め、各補正予算案の概要説明を受けるとともに、各委員からの資料要求に基づく資料を参考に審査をいたしました。審査の経過につきましては、議長を除く議員18名全員による特別委員会であることから、内容等を含め、ご承知でございますので省略し、概要を報告いたします。

第73号議案「平成31年度古賀市一般会計補正予算（第3号）について」の審査概要としまして、健康推進事業費のケア・トランポリン教室運営委託では市民への周知等について、OA機器関係委託料の健康管理データバンクシステム改修委託では、児童の検診データ等について、第2表債務負担行為補正の第5次総合計画策定業務委託料では、債務負担行為補正提案の常態化について、プロポーザル委託業者選定、今後のスケジュール、債務負担行為を行えば契約までできること等について質疑を行いました。

質疑終了後、委員から自由討議の申出があり、委員会に諮り、自由討議を行いました。意見では、債務負担行為を行わなくともプロポーザルは可能であり、予算規模や仕様書等が無いこの時期に補正をあげる必要はなく、補正を認めるのは議会の見識を疑われる、第5次総合計画策定は最大限慎重に審議して進めるべき等の意見がありました。

自由討議終了後、委員から本議案に係る補正予算修正案が提出されました。修正案の内容は、一般会計補正予算（第3号）の第2条及び第2表債務負担行為補正の削除、第2表とは債務負担行為補正の第5次総合計画策定業務委託料の削除でありました。

修正案の提出の理由としては、

- ①次期総合計画策定は重要な取組であり、議会で慎重審議の上、議決すべきである。
- ②令和2年3月議会での来年度予算議決後に契約するのであれば、債務負担行為補正を行う根拠はない。
- ③業務委託の募集要項はまだ決定されておらず、詳細が不明のまま補正予算案を議決するのはよくない。

以上の理由からの修正案の提出です。

その後、討論では、今年度中にプロポーザルの業者選定を完了し、来年度当初から委託

業務がスムーズに取り組むことができるようにという提案であり、原案に賛成との討論や債務負担行為は地方自治法上認められている行為ではあるが、しなくてもプロポーザルはできるわけで、今議会で起こさなくてもよいと思う。令和 2 年 3 月議会で予算、仕様書等が提出され、議決をもって契約するのであれば、債務負担行為を急ぐ理由が見当たらない、議会で予算等の承認を経て行うことが執行部に求められていると思うことから修正案に賛成との討論がありました。

採決の結果、修正案は賛成少数で否決、原案については賛成多数であり、第 73 号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 74 号議案「平成 31 年度古賀市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」は、質疑、討論は無く、採決の結果、第 74 号議案は賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 75 号議案「平成 31 年度古賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」は、質疑、討論は無く、採決の結果、第 75 号議案は賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 76 号議案「平成 31 年度古賀市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」は、質疑、討論は無く、採決の結果、第 76 号議案は賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 77 号議案「平成 31 年度古賀市水道事業会計補正予算（第 2 号）について」の審査概要としまして、債務負担行為の水道事業のブランディング及びオフィスのフリーアドレス化に関する研究委託では業務開始時期は 4 月から等、給水車の納期については渇水期に間に合うように手配等の質疑を行い、討論は無く、採決の結果、第 77 号議案は賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 78 号議案「平成 31 年度古賀市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」は、質疑、討論は無く、採決の結果、第 78 号議案は賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではございますが、審査の経過と結果の報告を終わります。